

## 入札制度の概要

### 1 入札参加資格申請書

鯖江市の発注する物件（建設工事・業務委託・物品等）に参加を希望される場合には、あらかじめ入札参加資格申請書を提出する必要があります。財務管理課で申請書の受付と審査を随時行っています。

### 2 入札時の注意事項

入札参加者は入札予定時間に遅れないように10分前に市役所（入札場所）にお越しください。入札執行時間に遅れたり連絡もなく欠席した場合には、失格となる場合があります。入札は2回が限度となっていますので、入札書および封筒を必要な数だけ用意しておいてください。なお、再度入札の場合は1回目の封筒を利用することができません。

### 3 落札から契約までの注意事項

#### <契約保証金>

契約保証金を必要とする契約は、入札日の翌日から原則5日間、猶予を取りますので、それまでに契約保証金の手続きを行って、契約書とともに契約保証書を財務管理課に提出してください。契約保証金の手続き日が契約予定日以降になりますと契約できない場合があります。

契約保証金を現金で納付する場合は、財務管理課で納付書を発行しますので申し出てください。契約保証金を納めた納付書の写しは、契約書とともに財務管理課に提出してください。

また、工事の請負契約を除く測量・建設コンサルタント業務（地質、設計、監理等）などについて、条件を満たす場合は契約保証金を免除することができますので、詳しくは「契約保証金免除の取扱いについて」をご確認ください。